

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	上堺第一 (上堺南・上堺北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域においては水稻とWCS、牧草が中心であるが、畜産農家もいることから耕畜連携が盛んに行われている。農地中間管理機構を通して営農組合への農地の集約を相当の面積にわたって実施しており、耕作放棄田も少ないが、農家やオペレーターの高齢化による耕作放棄田の増加が懸念されている。

中山間地域であることから農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、地域資源の維持管理における労働時間を削減するため、獣害防止柵の設置やラジコン草刈機の導入など、省力化を進めていく必要があると考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と牧草がメインで慣行栽培による農業を行っている。畜産農家数件と連携して、水稻部門ではWCS用稲の取組みが進んでいる。

WCS用稲やSGS用稲は家畜の飼料として生産量の増加と共に、繁殖和牛や酪農の質向上のために高品質な飼料作物の生産を目指していく。

肥料価格の高騰が経営を圧迫している中、畜産農家において生産される堆肥を有効活用するため、耕畜連携の取組みが進んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

上堺南地区および、上堺北地区内を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に記載のとおり、10年後に向けて営農組合に集積・集約化を進めていく。 10年到達する前にリタイヤする農家がいれば、目標地図に基づき、営農組合に農地を集積・集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定が令和6年度末で農地中間管理機構に統合されるため、令和6年度の7月～8月までに地域全体で農地の貸し借りの整理(一旦形式的に解約などを行う)して地域内の賃貸借が発生する農地を全て同時期に農地中間管理事業に預けて転貸を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済であるが、一部未整備田が存在するが、計画で進んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな営農組合の担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織の若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していくことも考えられる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害被害対策として、大掛かりな電気柵の設置を計画しており、様々な対策を組み合わせで獣害被害を減らすとともに、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②③⑦⑨将来的に新規就農者の確保に努め、時代にあった農業(スマート農業)を進め、耕畜連携を継続し、効率化を図る。また、多面的機能等により、ため池、水路、農業用施設等の管理を行い、保全していく。

⑧現在、農機具倉庫を建設しているが、すでにスペースがない状態であり、離農者の農機具や進化した農機具の購売等により、倉庫を確保する必要があるため、補助事業を活用し進めていく。